（地域防災調整官）

**第百四十五条の三**　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

**第百四十五条の四**　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

**第百四十六条**　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十六人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

**第百四十八条の五**　港湾事務所等を通じて補償調整官三十八人以内を置く。

2　（略）

**附　則**

（企画部の所掌事務の特例）

**第三条**　企画部は、第六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|---|---|
| 平成三十四年三月三十一日 | 特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。 |
| （略） | （略） |

（建政部の所掌事務の特例）

**第四条**　建政部は、第七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|---|---|
| 平成三十四年三月三十一日 | 特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。） |
| （略） | （略） |

2　（略）

（震災対策調整官の設置期間の特例）

**第十五条**　第三十二条の震災対策調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官）

**第百四十五条の三**　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官三十七人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

**第百四十五条の四**　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官三十三人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

**第百四十六条**　河川国道事務所等を通じて保全対策官百六十六人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

**第百四十八条の五**　港湾事務所等を通じて補償調整官三十四人以内を置く。

2　（略）

**附　則**

（企画部の所掌事務の特例）

**第三条**　企画部は、第六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|---|---|
| 平成二十九年三月三十一日 | 特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。 |
| （略） | （略） |

（建政部の所掌事務の特例）

**第四条**　建政部は、第七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|---|---|
| 平成二十九年三月三十一日 | 特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。） |
| （略） | （略） |

2　（略）

（震災対策調整官の設置期間の特例）

**第十五条**　第三十二条の震災対策調整官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。